

一、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき
 二、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき
 三、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき
 四、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき
 五、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき
 六、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき
 七、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき
 八、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき
 九、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき
 十、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき
 十一、 臨時手当の標準額を平均の率に於て支給せらるべき

株式会社 協同會 福岡出張所

法財人 協同會 福岡出張所

- 2、社員及雇傭員の退職手当支給率の差別を撤廃すること
 - 3、支給率基準は前三年の平均額に依らず退職當時の收入額により支給すること
 - 4、退職手当社則七十二條中給與することあるべしを給與すと改正すること
 - 5、支配人千葉喜八郎庶務主任石川金三郎を解雇すること
 - 6、吉塚驛機關庫に増員され度若し不可能なれば宿直員は勝田驛同様五十錢支給され度
 - 7、本件に付犠牲者を出さざること
- 會社側に於ては即日重役會議を開催協議したるも對策決定せず十七日更に開催することとなつたのであるが、所轄箱崎警察署に於ては十一日午前重時爭議團幹部と會見し輕暴を戒めたので、爭議團側に於ては一週間を限り會社の態度